

11 番（小川義昭君）

ぜひお願いいたします。

次に、今や災害対策の本流であるとはいえ指摘される災害ごみの処理計画についてお尋ねいたします。

環境省によれば、昨年の西日本豪雨による災害ごみは約 190 万トンを上回るとされていますが、台風 19 号による被災からやがて 2 カ月になる今、全半壊、一部損壊を合わせて約 2 万 9,000 棟にも及んだ住宅被害を通して吐き出された災害ごみは、優に数百万トンに上ると見られ、リサイクルや埋め立てによる最終処理までには約 2 年以上がかかると見込まれています。

災害ごみの迅速な処理、処分は、法律上、一般の家庭ごみと同様、とりあえず市区町村の責任とされています。このため、国は全国の市区町村に対して災害廃棄物の処理計画を策定するよう求めているようですが、平成 29 年末時点の策定率は、わずか 27%にとどまっています。

巨大化した台風が日本列島を頻繁に直撃するようになり、私は、今後同じ地域で膨大な災害ごみが毎年発生しても不思議ではない時代が訪れようとしていると危惧しています。

台風 19 号により被害を受けた宮城県丸森町の役場の前にある災害ごみの仮置き場は、もともと野球のグラウンドでしたが、現在は災害ごみが運び込まれ、グラウンドは災害ごみで覆い尽くされています。

丸森町によると、町が抱える災害ごみはおよそ 1 万 9,000 トンに上ると見られていて、この量は、町の年間ごみの排出量の 6 年分以上に当たる量だそうです。こうした実情を見聞きして思うのは、もはや災害ごみの処理は一自治体の手に余り、広域連携の必要性さえ考えなければならぬのかもしれないかもしれません。

先ほども少し申し述べましたが、こうした中、国は平成 27 年、従来の震災廃棄物対策指針と水害廃棄物対策指針を統合し、より実効性のある災害廃棄物対策指針を策定しています。

この中で、国は、災害廃棄物処理は被災自治体のみで処理することは困難であり、国のリーダーシップのもと、全国を 8 つに分けた地域ブロックにおける都道府県と市町村が一丸となって連携協力体制を構築し、オールジャパンで対応することが重要であるとの姿勢を示しています。

こうしたオールジャパンの考え方を前提にして、国は平成 28 年 1 月に、廃棄物処理法の基本方針を改正し、地方自治体に災害廃棄物処理計画の策定を求めています。

災害廃棄物処理計画とは、有事の際に備え、災害発生時の災害廃棄物を適正かつ円滑に処理することを目的とし、都道府県及び市町村においてあらかじめ策定する処理計画を意味するものであります。

石川県は、平成 18 年 3 月に、石川県災害廃棄物処理指針を策定していますが、本市では、白山市地域防災計画の地震災害、津波災害、一般災害のそれぞれの対策編の中で復旧・復興計画の基本方針を定めてあるだけで、残念ながら、災害廃棄物の処理については言及されていません。

であればこそ、本市も今後いつ直面するかもわからない大規模災害に備え、国や県の指針などとの整合を図りつつ、予測される被害想定の中で防災・減災など、盤石な対策を講じることが喫緊の課題かと考えます。

そこで、質問いたします。

国は自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に災害廃棄物の仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めています。市区町村には計画作成の義務はありませんが、いつ起こるかわからない自然災害に備え、県の計画、国の災害廃棄物対策指針などを踏まえた白山市災害廃棄物処理計画の策定に取り組む必要性があるかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、本市において大規模な自然災害が発生した場合、瓦れきや土砂などの災害廃棄物の収集方法や仮置き場の確保が必要となりますが、現状ではその収集方法や仮置き場の候補地についてどのようにお考えなのでしょうか。また、市内の関係公共機関や県内の自治体間と連携を図る体制が整っているのかも含め、現状についてをお伺いいたします。